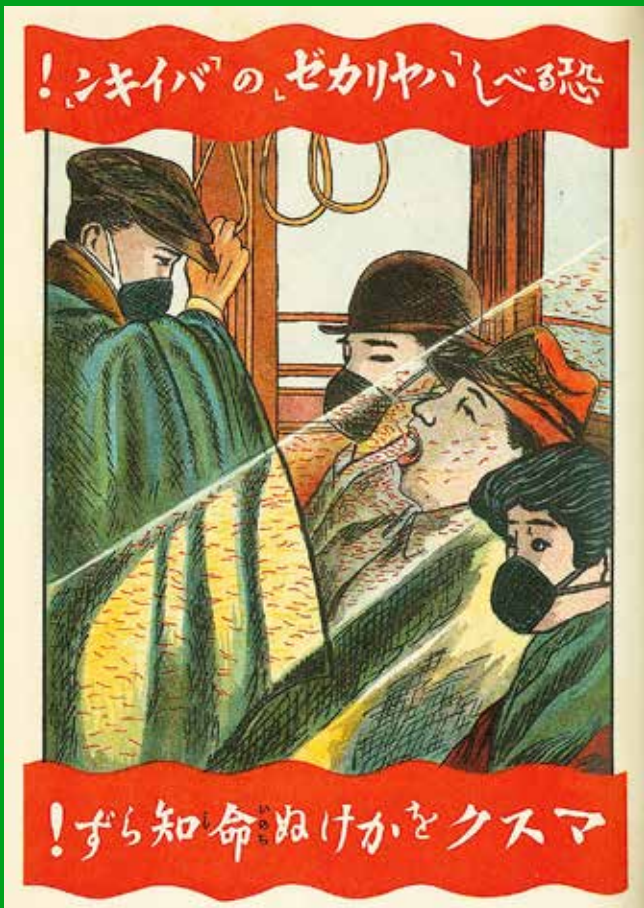


富山と疫病

—見えざる脅威と向き合う—



大正9年流行性感冒予防ポスター（内務省衛生局著『流行性感冒』（大正11年）より、国立保健医療科学院図書館所蔵）

MAKE TOYAMA STYLE

BEYOND CORONA, WITH US

“MAKE TOYAMA STYLE” ポスターより



令和3年9月30日(木) ~ 11月3日(水)
開館時間：午前9時 ~ 午後5時 (会期中無休)

入場無料
FREE ADMISSION

目次

開催にあたって	1
はじめに	2
一 悪疫退散【江戸時代】	2
二 医学の近代化と衛生行政【明治・大正時代】	5
三 スペイン風邪の猛威〜一〇〇年前のパンデミック【大正時代】	8
四 衛生行政の展開「治療から予防へ」【昭和戦前期】	11
五 現代につながる公衆衛生【戦後〜現代】	13
おわりに	14
◇主要参考文献	15
◇関連年表	16
◇企画展史資料一覧	17

開催にあたって

現在私たちは、新型コロナウイルス感染症の脅威と向き合いながら、日々の暮らしを送ることを余儀なくされています。歴史を振り返ると、人類は常に感染症の脅威と対峙し、原因の解明と克服に努めるなかで、新たな文化を創造し、科学技術を進歩させ、社会のあり方を少しずつ成熟させてきました。郷土富山においても、先人たちは繰り返し感染症の脅威にさらされてきました。疫病の原因が解らず、怖れることしかできなかった江戸時代には、現代の私たちが見れば科学的根拠に乏しい対応が行われることもありました。やがて、医学の近代化が進むなかで、明治・大正時代には内務省を中心として衛生行政の確立が目指されました。約百年前のスペイン風邪への対応は、実は今回の感染症対策にもつながっています。昭和の戦前期、戦時体制構築の過程で新たに創設された厚生省や各地に設置された保健所は、戦後にも引き継がれ、公衆衛生の要として、現在に至っています。

今回の企画展では、当館所蔵の史資料を中心に、江戸時代から現代に至る感染症への藩・行政や民衆の対応の記録を紹介することを通して、感染症の克服に尽力した郷土の先人たちの足跡をたどりたいと思います。郷土の歴史の一端にふれていただくと同時に、多くの方々に公文書館所蔵史料への関心を高めていただき、一層の活用につながる機会となることを願っています。今回の企画展を開催するにあたって、多くの方々や機関からご協力を賜りました。ここにご芳名を記して感謝の意を表します。

国立国会図書館 国立公文書館 国立歴史民俗博物館 国立保健医療科学院 内藤記念くすり博物館

富山大学附属図書館 富山県立図書館 富山県「立山博物館」 富山県映像センター

高岡市立中央図書館 滑川市立博物館

石神美子（富山市） 五十島和男（富山市） 海内宏憲（富山市） 北野洋子（富山市） 高堂肆郎（富山市）

羽馬美代子（南砺市） 井上迅（京都府） 小野麻子（神奈川県） 橘京子（三重県）

（順不同敬称略）

令和三年九月

富山県公文書館

はじめに

新たな感染症の脅威と向き合いながら、日々の暮らしを送ることを余儀なくされている現在、歴史を振り返ると、郷土富山においても、先人たちは繰り返し感染症の脅威にさらされてきた。疫病の原因が解明されていなかった江戸時代、医学の近代化と衛生行政の確立が目指された明治・大正時代を経るなかで、約百年前にはスペイン風邪のパンデミックと向き合っている。昭和の戦前期、戦時体制のなかで構築されたしくみは、戦後、保健所を中心とした地域主体の公衆衛生の体制へと引き継がれた。現在の私たちの感染症への対応は、これらの歴史の積み重ねのうえに成り立っているのである。

今回の展示では、江戸時代から現代に至る富山における感染症への藩・行政や民衆の対応に関わる歴史について、五部構成で紹介する。

一、悪疫退散【江戸時代】

江戸時代のはやり病

江戸時代には、多くの人々の命を奪った疫病（伝染病・感染症）がしばしば広範囲で流行した。疫病の流行は、幕府や藩にとっても領民支配の上で重大な関心事であり、そのため被害の状況や対処法などの記録を藩政文書や地方文書にみることができる。

六世紀頃に大陸から日本に侵入したとされる疱瘡（天然痘）は、以後しばしば大流行を繰り返し、長く日本人を苦しめた疫病の一つである。水疱性発疹を主症状とし、感染力が強く死亡率も高いことから、古くから「疱瘡に鬼神あり」として怖れられた。江戸時代の越中においても、文政九年（一八二六）、天保十三年（一八四二）、嘉永四年（一八五二）、安政三年（一八五六）、同六年（一八五九）に流行した記録が残っている。

疱瘡と並んでしばしば広範囲に流行し、死亡率も高い病に麻疹がある。今

日では、麻疹は命の危険を伴う病とはあまり考えられていないが、江戸時代には「疱瘡は見目定め、麻疹は命定め」と言われ、疱瘡以上に命の危険がある病と認識されていた。麻疹は疱瘡と同様に、一度罹患すると免疫を生じることが知られているが、江戸時代の人々も麻疹の免疫性は経験的に分かっていた。「麻疹で知れる傾城の年」は、年齢を若く偽っている遊女（傾城）が、麻疹の流行時に免疫を持つために罹患せず、嘘が露見してしまうという意味である。医学史研究者の富士川游氏は、約二十年ごとに麻疹が大流行していることを諸史料で確認している（富士川游『日本疾病史』。文久二年（一八六二）には全国的に麻疹が大流行し、越中でも大きな被害が出た。砺波郡では「麻疹煩人」九万三千人余、「病死人」が六千三百人余とする記録が残っている（川合文書「諸事御触書」）。

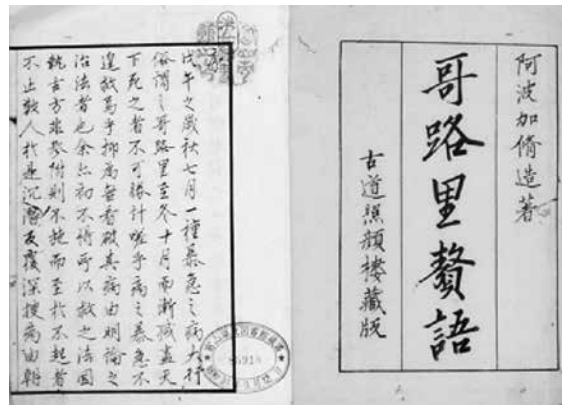
疱瘡や麻疹は、免疫のない乳幼児が罹りやすく、死亡率が高かった。江戸時代における乳幼児の死亡率の高さは、寺院の過去帳や宗門人別帳の研究などによって指摘されている。一例を挙げると、十一代將軍家斉の五十五人の子女のうち、十五歳以上まで生きたのが二十一人、四十歳を超えたのは僅かに七人であったという（立川昭二『近世病草紙』。乳幼児の死亡原因としては、疱瘡・麻疹のほか、痢病（赤痢）・傷寒（腸チフス）・その他小児病が挙げられ、子を持つ親にとっては大変な脅威になっていたのである）。

幕末期に大流行したコレラは、激しい下痢症状と死亡率の高さから「三日コロリ」・「暴瀉病」とよばれて人々に怖れられた。「虎烈刺」・「虎狼痢」といった当て字にも当時の人々の恐怖心が表れているように思われる。元来インドのガンジス川流域の風土病的な伝染病であったコレラは、産業革命後の欧米諸国のアジア進出と国際交流の進展の中で、しばしば世界的な大流行を引き起こした。

日本では文政五年（一八二二）に最初のコレラの流行がおこり、安政五年（一八五八）の流行は、江戸での死者が十万人とも二十六万人ともいわれる未曾有の被害を出した。砺波郡野尻村の十村の菊池文書「ころり病流行一件」

には、「八月上旬より江戸・大坂コロリ病大流行、同月中旬頃より射水浦辺放生津等、加州宮嶋・本吉等に多く有之、中田・杉木新町・井波等には九月上旬頃より余程流行」と記述され、越中においても流行をみている。越中で死者を放生津等六ヶ村で約七百人、井波等五ヶ村で十五、六人、杉木新町で十五、六人とする記録も残っている（菊池文書「緑齋日記」）。『富山県災異史料』では、魚津付近で五百三十一人、三日市（現・黒部市）付近で八百五十九人の死者を出したとしており、新川郡でも被害が拡大した。魚津の医師阿波加脩造は、コレラの治療法を研究し、『哥路里贅語』を著している。この後、安政六年（一八五九）、文久二年（一八六二）にもコレラが流行した。

以上、江戸時代の疫病流行についてみてきたが、疱瘡・麻疹・コレラなどといった疫病に対して、残念ながら江戸時代には特効薬のようなものはない。そうした中で当時の人々は、過去の経験に学んだ対処法を講じ、時には神仏の力に頼って病を克服しようとした。



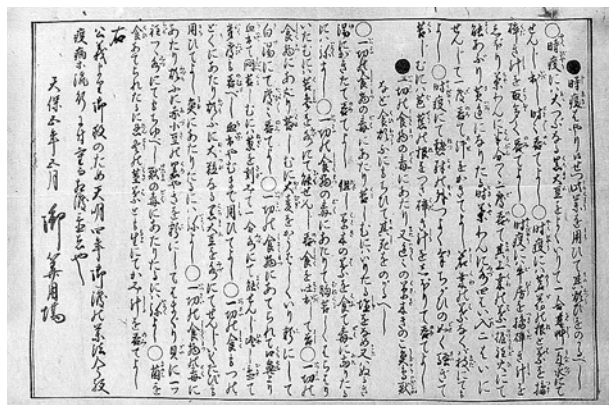
哥路里贅語
(富山県立図書館蔵)

こともあった。また、疫病鎮静を領内の神社に祈願したり、疫病を払う祭礼を命じたりするなど神仏の力に頼ることも行われた。

加賀藩における薬の配布は、天明四年（一七八四）の疫病流行時の「避邪丸」配布、文久二年（一八六二）の麻疹流行時の薬配布などが史料で確認できる（伊東文書「御用留」など）。また、安政六年（一八五九）のコレラ流行時には、貧民に対して「芳香散」の薬代銀の支給がなされている（同上）。

薬の処方や養生法を傳達したものととして、天保五年（一八三四）の触書をみてみよう（愛場家文書）。

加賀藩算用場より印刷されて村々に配布された触書には、「時疫には大粒なる黒大豆をよくいりて、壺合耳草壺匁水にてせんじ出し時々吞てよし」など、天保の飢饉時の疫病や食あたりの対策を紹介している。享保十八年（一七三三）の飢饉の際に幕府より出された触書とほぼ同じ内容で、天明四年（一七八四）の飢饉時にも配布されたものである。



天保五年五月疫病等対応心得
(愛場家文書 富山県公文書館蔵)

幕府や藩による疫病対策

農村や町に疫病が流行して多くの病人が出ると、年貢などの諸税の納入にも大きな影響が出てくる。したがって、幕府や藩にとって疫病対策は、領民統治の上で非常に重要なことであった。

幕府や藩は、疫病流行時に薬を無料配布したり、予防法・治療法を領民に傳達したりした。被害の大きな場合には、藩医を派遣して治療にあたらせる

富山藩においては、享和三年（一八〇三）の麻疹流行時の救米（岡崎家文書）や文久二年（一八六二）の麻疹流行時の「升麻葛根湯」の施薬願（栗山文書）などが史料で確認できる。

悪疫退散の民間信仰

江戸時代の人々は、疱瘡や麻疹などの疫病は、疫病神・鬼神がもたらすものと畏怖し、疫病神を退散させるための方法がさまざまに講じられた。例え

ば、疫病神に縁のある人物（蘇民将来・紙屋六郎左衛門など）の名を記したお札や、神社の護符を戸口に貼ることが盛んに行われた。蘇民将来は、『備後国風土記』逸文に、武塔神（素戔鳴尊）を歓待したことにより、茅の輪の護符を身につけて疫病を逃れる方法を教えられたという説話で知られる。

また、疱瘡や麻疹の流行時には、疱瘡絵や麻疹絵とよばれる刷り物が出された。その中には、疫病神を退ける力を持つとされた源為朝や鍾馗しやうぢうなどの絵が、描かれたものが数多くある。源為朝は弓の名手として知られ、保元の乱に敗れた後に八丈島に流されたが、江戸時代には為朝が疫病神を退治したために八丈島では疱瘡が流行しないと信じられた。鍾馗は、唐の玄宗皇帝の夢



中村芝翫九変化ノ内<鍾馗> (国立歴史民俗博物館蔵)

枕に現れ、病魔を追い払ったという故事で知られる。このほか、加藤清正の手形、菅原道真（天神様）、少彦名命が描かれたものや、鍾馗や桃太郎、宝船や春駒などの縁起物を描いた赤刷りの絵（赤絵）

が病人のいる部屋や戸口に飾られ、疫病除けとされた。古来魔除けの色とされる赤い色は、疱瘡神が好む（嫌うとも言われる）とされ、病人の部屋を赤づくめにする風習があった。

疫病除けの和歌も諸史料にみることができる。加越能地域の伝承や風物を記録した宮永正運の『越の下草』には、安永五年（一七七六）の麻疹流行時に、「来れども麦刈時のはしかさに 居るもいられずかへりこそすれ」という後桃園天皇御製とする和歌を戸口に貼って疫病を逃れようとしたことを記している。また、菊池文書「ころり病流行一件」には、「いかなれば身は裾川（御裳濯川カ）の流れくむ 人にさほるなきいれい（疫癘カ）の神」という加賀中将筑前守（加賀藩主）の歌とする疫病除けの和歌がみえる。この歌は、ほぼ同文の和歌が麻疹絵に載っており、加賀中将筑前守に仮託された可能性が

高い。大名や天皇の御製と権威づけることで疫病神を退散させようとしたのであるうか、大変興味深い事例と思われる。

疫病神を村から送り出す神事も全国各地で行われた。加賀藩領内では、安政六年（一八五九）のコレラ流行時にコレラ祭の実施が村々に通達され、砺波郡では歌舞伎山（曳山）・獅子舞・巨大な鍾馗像が繰り出され、賑やかなものであったようである。このほか、天保七年（一八三六）「飢饉ノ略記」（大場文書）に、「富山山伏持福院・東林寺・福蔵院・清伝坊など、風の神を追払ひ出すとて赤衣を着て町中を祈禱にあらき、作り物を拵しこひ太鼓を叩き齊蔵の神をはらひのけると町々をいひあらき」と、流行風邪の神を送り出す様子を伝えている。

このように、江戸時代の越中においても様々な疫病除けの呪術的信仰があったことがうかがわれる。現代の私たちから見れば迷信的と切り捨てられるかもしれないが、病を怖れる人々の必死な思いが伝わってくるようである。

コラム ― 疫病の流行を予言する妖怪「越中立山のクタベ」

疫病流行を予言する妖怪は、昨年から話題の肥後の「アマビエ」をはじめ全国に存在する。立山に現れたと伝わる「クタベ」は、これから四、五年の内に名前もわからない難病が流行するが、自分の姿を見た者はその難を逃れられると告げたといわれている。実は、江戸時代の立山周辺の文献には「クタベ」の名は見当たらず、疫病流行の不安が大きかった都市部を中心に、様々な妖怪の話が語られるなかで、「越中立山のクタベ」が生まれたと考えられている。疫病を恐れる人々にとって、疫病流行を告げる不思議な妖怪がいてもおかしくないと考えられるほど立山は神祕に満ちた山であったのであろう。



クタベ模型 (富山県[立山博物館]蔵)

二、医学の近代化と衛生行政【明治・大正時代】

人生四十年

明治時代の日本人の平均寿命は、左の表の通りである。大正時代の富山県民の平均寿命は、全国平均より五歳くらい短命であったとされ、明治時代の富山県民の平均寿命は、四十歳にも達していなかったと推定されている。明治時代の寿命の短さの原因としては、次のようなことが考えられている。

一、乳児の死亡率が高い。明治三十三年（一九〇〇）の全国の乳児及び新生児の死亡率は、出生一〇〇〇に対してそれぞれ一五五・〇と七九であり、合計二三四である。同四十三年においては、乳児死亡率は一六一・二、新生児死亡率は七四・一、合計二三五・三である。明治期は、生後一年以内に百人中二十三人が亡くなったのである。なお、本県の乳児死亡率の数値は、全国統計よりも更に高い。

二、結核患者、特に肺結核患者が多かった。二十歳代の青年男女の多くがこの病気にかかされ「不治の病」ともいわれた。しかも、一家に一人この病気にかかると、次々に感染して一家全滅する例もあった。

三、医学の未発達。盲腸炎・肺炎・疫痢で死ぬ者が多かった。

四、医師・病院の不足。明治四十三年十二月の県内の公私立病院数は七院で、入院患者数は合計一万三千人、外来患者数は合計七万七千人。医師数は六百十一人。当時の県人口は七十八万人で、医師一人あたり千三百人の割合であった。

五、庶民の貧困。概して庶民は貧困であり、健康保険制度もなかったため、医師にかかれれば治癒する病気でも、医師にかかれずに売薬や民間薬で治療するしかなく、死に至る者が多かった。

六、伝染病（感染症）の猛威。現代では根絶された天然痘、根絶に近いコレラ・赤痢・腸チフスなどの伝染病が明治・大正時代にはたびたび大流行し、多くの死者を出した。

平均寿命(完全生命表に基づく0歳児の平均余命)の推移

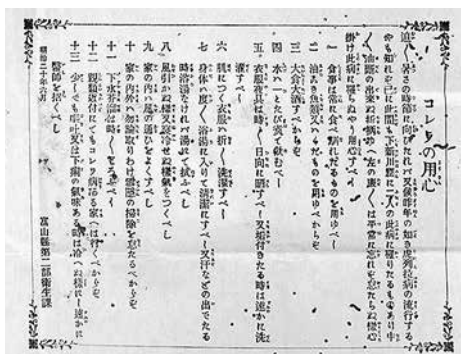
(単位：年)

回数	和 暦	西 暦	男	女
第1回	明治24～31年	1891-1898	42.80	44.30
第2回	明治32～36年	1899-1903	43.97	44.85
第3回	明治42～大正2年	1909-1913	44.25	44.73
第4回	大正10～14年	1921-1925	42.06	43.20
第5回	大正15～昭和5年	1926-1930	44.82	46.54
第6回	昭和10年度	1935-1936	46.92	49.63
第8回	昭和22年	1947	50.06	53.96
第9回	昭和25～27年	1950-1952	59.57	62.97
第10回	昭和30年	1955	63.60	67.75
第11回	昭和35年	1960	65.32	70.19
第12回	昭和40年	1965	67.74	72.92
第13回	昭和45年	1970	69.31	74.66
第14回	昭和50年	1975	71.73	76.89
第15回	昭和55年	1980	73.35	78.76
第16回	昭和60年	1985	74.78	80.48
第17回	平成2年	1990	75.92	81.90
第18回	平成7年	1995	76.38 (76.46)	82.85 (82.96)
第19回	平成12年	2000	77.72	84.60
第20回	平成17年	2005	78.56	85.52
第21回	平成22年	2010	79.55	86.30
第22回	平成27年	2015	80.75	86.99

注：平成7年の()内は阪神・淡路大震災の影響を除去した値
厚生労働省 厚生労働統計「完全生命表」より作成
「完全生命表」：国勢調査に基づいて5年ごとに発表される統計
(第7回は中止)

急性伝染病の発生と対策

明治・大正時代には、県内でも天然痘・コレラ・赤痢・腸チフスなどの急性伝染病が何度も流行した。特にコレラは、明治十二年（一八七九）、同十九年、同二十八年に大流行が見られ、明治十九年の大流行に際しては、患者一万六千二百七十一人、死者一万七百六十四人を出し、コレラ流行地の指定を受けるほどであった。明治十三年七月、政府は「伝染病予防規則」を制定し、コレラ・腸チフス・赤痢・ジフテリア・発疹チフス・天然痘の六病を指定した。この規則では、患者の届け出義務、検疫委員の制度、避病院（隔離病舎）の設備、交通遮断、死体の処理、消毒などについての条項が定められた。同年九月には、「伝染病予防心得書」を通達し、同年「種痘施術心得書」も公布している。明治三十年には、「伝染病予防法」が制定され、前に示した六病のほかに、ペスト、しようこう熱の二病が追加され、大正十一年（一九二二）の改正でパラチフス、流行性脳脊髄膜炎が追加され、これで法定伝染病は十種となった。前記の「伝染病予防法」は、伝染病予防について画期的な進歩をもたらしたものである。



コレラの用心(明治20年)
(五十島家文書 富山県公文書館寄託)

慢性伝染病の対策

明治・大正時代に広く蔓延して、県民の健康を著しく損ねた慢性伝染病に、結核、眼病のトラホーム（トラコーマ）、性病などがあつた。

トラホームは、今はほとんどみられない伝染性眼病で、明治・大正時代に猛威を振るつた。慢性結膜炎であり、まぶた・結膜がただれ、常に涙・目やみが出て、重症者は失明することがあつた。手拭い・洗面器の共用によつて

伝染したので、一家全員がトラホームにかかることが多かった。トラホーム

の予防法は、明治三十一年（一八九八）一月、文部省訓令の「学校清潔方法」を最初とし、同四十年三月、県訓令にて一般トラホーム予防に関する規定を公布し、患者の発見、治療の督励、本病に対する予防知識の普及に努めることとした。

性病は花柳病ともいわれ、梅毒・淋病などの総称である。本県においては、明治十七年三月、「黴毒検査規則」を公布し、娼妓に定期的な検査を義務づけ、治療を徹底させた。以後数回にわたる規則改正があり、次第に厳重になっていった。同四十四年三月、県は「富山県娼妓病院規則」を公布し、それまで県下十数か所の貸座敷免許地（遊廓）ごとに設置していた娼妓病院を廃止し、富山市内に県立娼妓病院を設置し、娼妓の治療を徹底することとなった。

種痘の普及

天然痘の予防接種である種痘を北陸で初めて導入したのは、福井藩の笠原良策である。牛痘の痘苗が初めて輸入されたのは嘉永二年（一八四九）で、笠原はいち早くこの痘苗を取り寄せ、福井藩の除痘館において藩内の小児たちに接種していった。このことを聞いた各藩は、藩医などを福井へ派遣して伝痘を乞い、種痘術を修めさせた。この

の中に加賀藩・富山藩の医者の名も見える。金沢へは嘉永三年二月、黒川良安の使者明石昭斉によつて伝痘され、黒川・明石ら四人の社中により金沢で初めて種痘が行われた。文久二年（一八六二）、藩立の彦三町種痘所が設立され、富山藩においても、同年、赤祖父昌斎らによつて旅籠町種痘所が設立され、越中における種痘術が普及し



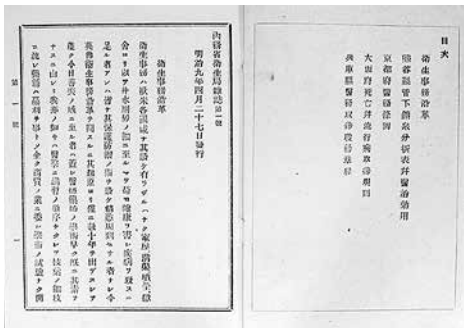
天然痘の予防接種
(高岡市立中央図書館蔵)

ていった。

明治八年（一八七五）一月、新川県権令山田秀典は布達を出し、担当医員を定めて種痘を行わせた。そのなかで、天然痘の恐るべきことを詳しく説明し、近年種痘術が行われることで病気が重症化せず、軽症で済んでいることを述べ、民衆が種痘術を誤解して怖れ、接種を受ける者が少ないことを嘆いている。翌年九月、「医務取締規則」の施行とともに、種痘は全面的に強制施行されることとなった。

衛生組合と衛生行政を担う内務省・警察官

明治二十一年（一八八八）六月、県が衛生普及のため「市町村衛生組合準則」を定めて以後、各市町村に衛生組合を組織し、衛生觀念の普及、掃除の徹底励行、伝染病の予防対策などに努力し、徐々に効果を上げていった。明治二十七年、県令のなかで、「定期掃除規則」を制定し、春秋二回、期日を告示して定期的大掃除を行わせ、伝染病予防上必要ある時は臨時に掃除を命ずることを定めた。同二十八年八月、県は「市町村清潔法」を公布し、「ドブさらいを毎月一回以上せよ、塵芥汚物は毎週二回以上収集せよ、飲用水には汚水、汚物を混入しないようにせよ」など詳細な内容を訓令した。さらに、同三十三年六月、県は「市町村衛生組合設置概則」を公布し、十五条にわたって詳細に規定した。このように衛生組合を市町村毎に作らせ、春秋の大掃除には警察官が見回って監督した。当時の衛生指導と監督は専ら警察署の担当であった。明治二十六年十月、衛生事務は内務省警察部の所管となり、同三十一年、府県警察部内に衛生課を設けるよう訓令が出された。本県では同三十年十月に警察部内



内務省衛生局雑誌 第一号
(海内家文書 富山県公文書館蔵)

に衛生課が設置された。警察官の威光をもってしなれば、効果ある衛生指導ができなかったのである。このため富山県警察部は、明治三十二年度から六年間継続して、関係の警部・巡查などを選抜して、大日本私立衛生会（後の日本衛生会）が主催する衛生講習会に派遣して受講させ、これらを郡役所・警察署に配置して、衛生事務を担当させた。一方で、衛生講話会・活動写真会などを開催して、県民の衛生思想の向上と普及にも努めた。

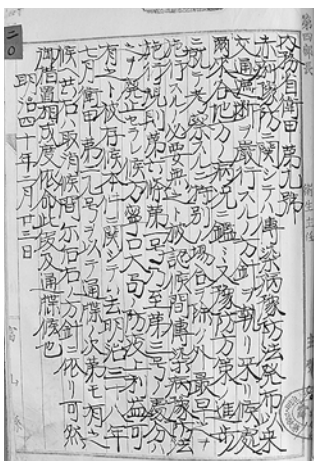
伝染病発生時の対応

隔離病舎（避病院）は、「伝染病予防法」の制定を待たずともなく、明治十二年（一八七九）や同十九年のコレラ大流行に際して、必要に迫られて患者の家をそのまま臨時の隔離病舎にあてたが、流行が終われば自然消滅していた。本県では明治二十八年六月、避病院を設置すべき市町として、次の通り十六市町を指定した。

- 富山市 高岡市 滑川町 東水橋町 東岩瀬町 新庄町 四方町 魚津町
- 泊町 生地町 氷見町 新湊町 出町 石動町 井波町 福光町

明治三十四年以後は、その他の町村にも補助金を交付し、伝染病院または避病院の設置に努めた。ただし、村部にあつては、病人のいない時には、他の目的（例えば村役場や各種倉庫など）に転用して、法定伝染病発生時のみ本来の目的に使用する、という例が多かった。

また、伝染病の蔓延防止のための措置として、発生地域と他地域との往来を制限する交通遮断の措置がとられる場合があつた。



赤痢予防に關し交通遮断施行廢止の件通牒
(戦前公文書 富山県公文書館蔵)

三、スペイン風邪の猛威

〜二〇〇年前のパンデミック〔大正時代〕

スペイン風邪の流行

大正七年（一九一八）から同九年にかけて、全世界的に「スペイン・インフルエンザ」と呼ばれるインフルエンザのパンデミックが発生した。当時の日本の新聞は、これを「スペイン風邪（西班牙感冒）」と名付けて報道した。流行源は現在も特定できていないが、パンデミックが始まった大正七年は、第一次世界大戦中であり、各国で戦時の情報統制が強化されていたなかで、中立国であったスペインでは感染症による被害が自由に報道されていたため、この名がついたとされる。

インフルエンザは、「インフルエンザウイルス」を病原体とする急性感染症であり、日本などの温帯では、現在では冬季に毎年のように流行している。江戸時代以前の日本においてもたびたび大流行しており、インフルエンザと思われる「風疫」、「風邪」、「風疾」、「時気感冒」などの記録をたどると、江戸時代には二十七回の大流行があったとされる（富士川游『日本疾病史』）。また、多くの場合に欧米諸国の大流行との関連がみられ、とくに開国以後は世界的なインフルエンザの大流行と重なることが指摘されている。近代に入り、「インフルエンザ」の概念が明確に日本にもたらされたのは、明治二十三年（一八九〇）の大流行の時で、「流行性感冒」の名称がこの時初めて用いられた。「スペイン・インフルエンザ」には、全世界で五億人が感染したとされ、これは、当時の世界人口（十八〜二十億人）の三割程度とされる。死者数は五千万〜一億人以上、おそらくは一億人を超えていたと推定されており、人類史上最も多くの死者を出したパンデミックのひとつとされている。一説によると、この大流行により多くの死者が出たことで徴兵可能な成人男性が減ったため、第一次世界大戦の終結が早まったといわれている。

日本では大正七年四月、当時日本の統治下にあった台湾で巡業中の真砂石

などの大相撲力士三人が謎の感染症で急死し、同年五月の夏場所では高熱などにより休場する力士が続出したため、世間では「相撲風邪」や「力士風邪」と呼んでいた。その後、同年八月に港湾から貨物や乗客とともに日本に上陸し、鉄道で地方都市へ広がっていったとされる。同年十月に大流行が始まり、世界各地で「スペイン・インフルエンザ」が流行していることや、国内でも各道府県の学校や病院を中心に多くの患者が発生していることが報じられた。折からの大戦景気に湧くなかで、農村からの労働者が炭鉱や製糸工場などの過密空間で働くことでクラスターが発生したとされる。都市部の病院には患者が殺到し、医師や看護婦にも感染が広がり、医療崩壊が発生している。流行の第一波は大正七年十月から大正八年三月、第二波が大正八年十二月から大正九年三月、第三波が大正九年十二月から大正十年三月にかけてである。

当時の日本の人口五千五百万人に対し約二千三百八十万（人口比・約四十三％）が感染、三十九万人（肺結核、気管支炎等が死因とされた者を含むと五十万人にのぼる）が死亡した。著名人では大正七年に島村抱月、大正八年に大山捨松、竹田宮恒久王、辰野金吾が死去した。

日本の感染状況

集計期間	患者	死者	致死率
第1波を含む期間 1918(大正7)年8月-1919(大正8)年7月	2116万8398人	25万7363人	1.22%
第2波を含む期間 1919(大正8)年8月-1920(大正9)年7月	241万2097人	12万7666人	5.29%
第3波を含む期間 1920(大正9)年8月-1921(大正10)年7月	22万4178人	3698人	1.65%
合計	2380万4673人	38万8727人	1.63%

内務省衛生局編『流行性感冒』（大正11年）による

スペイン風邪への取り組み

国の対応（『内務省史』『流行性感冒』より）

当時、インフルエンザは伝染病予防法で規定される伝染病ではなかったが、内務省を中心に、行政措置として様々な対策が実施された。大正デモクラシーの時代背景のなかで、明治期のコレラ防疫などに見られるような国民生活への強制的な介入をできるだけ避けて、国民の予防自覚の啓発や経済的弱者の救済に目を向けた施策がなされた。内務省では、大正七年（一九一八）十月二十三日に「悪性感冒の予防に関する」通牒を発して注意を喚起し、さらに同八年二月一日の「悪性感冒の予防撲滅に関する」通牒で、わかりやすい予防の心得を配布すると共に、マスクの使用を奨励している。第二波の流行に際しては、同八年十月二十二日の「流行性感冒の予防に関する」通牒と同年十二月二十七日の通牒で、マスク使用の奨励と貧困者への給付、うがい励行、予防注射などを指示している。同九年一月十六日の内務省訓令では、予防方法の徹底と各道府県への防疫職員の配置を指示し、同月十九日には標語ポスター四十八万枚を全国に配布した。さらにカラーの「予防ポスター」も配布した。その後も各道府県の施策調査を頻繁におこない、施策の参考にすることを欠かさなかった。

医師の対応（『大正七・八年ノ世界的流行性感冒ノ見聞録』より）

医師自身のスペイン風邪の記録で現存する唯一のものとして、栃木県矢板の開業医・五味淵伊次郎の手記『大正七・八年ノ世界的流行性感冒ノ見聞録』が残されている。そこには、治療法がない中で、症状の似たジフテリアの血清療法を患者や自分自身に試して経過を詳細に記録し、情報を共有しようとした様子が記録されている。なお、血清注射の費用のすべてを患者から回収することはできず、五味淵自身が負担していたと推測されている。

学者の対応（ワクチン開発）

ワクチン開発は、第二波の流行に際して国内でも進められた。まず、民間の北里研究所（所長・北里柴三郎）が、細菌研究で世界をリードしてきた自

負もあり、「インフルエンザ菌」を原因菌と断定して開発を進めた。一方、国立伝染病研究所所長・長与又郎（東京帝国大学）は、インフルエンザ菌以外の未知の病原体の関与を考えていたが、当時の光学顕微鏡ではウイルスを見ることは出来なかったため、病原体は不明という立場であった。しかし、世論や政治家などのワクチン開発への期待と開発の遅れに対する批判にも押される形で、「インフルエンザ菌」と「肺炎球菌」との混合ワクチンを開発した。これら二種類のワクチンは、東京府、神奈川県、鹿児島県など七府県および北里研究所や大日本製薬などの全国約二十か所で量産された。インフルエンザの病原体は「インフルエンザウイルス」であり、現代医学の立場で見れば、この時開発されたワクチンには効果はなかったと考えられる。当時からワクチンの効果を疑問視する声はあったが、五百万人以上が接種したと報告されている。

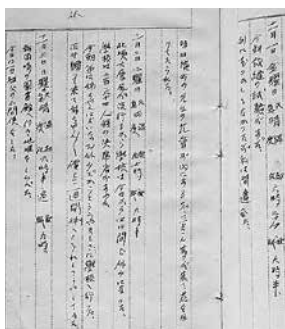
コラム — 京都で発見された女学生の日記

京都市の真宗大谷派徳正寺で、スペイン風邪が流行した当時十二歳の女学生・井上正子さん（故人）が綴った日記が発見された。学校の休校、休校時の家族団らん、友人の感染、新聞の死亡広告から感じる身近に迫る感染の恐怖、そして、祖父の死と自らの感染などについて、十二歳のありのままの思いが綴られている。一部抜粋して紹介する。

「十一月二日土曜日

此頃大層風が流行るから学校は今日から四日間お休みになった、（中略）今朝弟は姉ちゃんはいよいよお休みだからとうらやましうに学校へ行つた。正午帰つて来て姉ちゃんく僕とこ一週間休（マ、）とうれしうにしてゐた。」

感染症の歴史は、統計的な数字が注目されがちであるが、経験した一人ひとりの思いに触れることの大切さを考えさせられる史料である。今回のパンデミックを経験した一人ひとりの思いは、どのように残っているのだろうか。



井上正子日記
（京都市徳正寺蔵）

富山県の感染状況

集 計 期 間	患 者	死 者	致死率	
第1波を含む期間	1918(大正7)年8月-1919(大正8)年7月	37万8167人	3926人	1.04%
第2波を含む期間	1919(大正8)年8月-1920(大正9)年7月	1万8449人	1474人	7.99%
第3波を含む期間	1920(大正9)年8月-1921(大正10)年7月	1453人	55人	3.79%
合計	1918(大正7)年8月-1921(大正10)年7月	39万8069人	5455人	1.37%

内務省衛生局編『流行性感冒』（大正11年）による

県内の感染状況と対応

流行の第一波

大正七年（一九一八）十月初旬から県内にも流行の気配が見えていたが、二十日頃から感染者が増加し、流行の最も激しかった富山市では、十一月二日から富山中学校・県立高等女学校・女子師範学校などが五日間休校し、ついで出町・新湊・小杉の各小学校も休校した。当初は、富山市と東西砺波・射水の各郡内で猛烈に流行し、富山市では中学校について十一月五日から市内の小中学校も一斉に休校した。十一月四日、風邪にかかっている児童は、欠席者千三百八十四名、欠席に至らない者二千三十五名あわせて三千四百十九名で、教室の三分の一ぐらいが空席となり、教師の欠勤も続出していた。この富山市の流行も十一月十日頃からやや収まり、流行の中心は高岡方面に移り、下旬によくやく下火となった。

流行の第二波

大正八年十一月に入ると東京、京都、大阪から新潟、石川、富山などに波及した。その様子を内務省衛生局編『流行性感冒』には、「今回の感染者の多数は前回流行時に感染しなかった者であり、比較的重症化しやすく、前回感染し今回も感染した者は大体軽症であった」と記録されている。表からもわかる通り、第一波に比べて、患者数は少ないが、致死率は非常に高い水準であった。

流行の第三波

大正九年末から感染者が増えはじめたが、「高岡新報」は、二月十九日付で、「今年の流行性悪感冒は、小児を激しく冒す、四十二度近い熱が出て、血を吐いたり下痢したりする」と報じている。小児・児童の重症化のリスクが警戒されていたことがわかる。一方で、この時期は戦後恐慌の時期にあたり、社会全体の関心や行政の対応は、貧困者の救済に重点が置かれていた。

県の対応

『流行性感冒』には、各道府県から報告された対策状況が記録されており、その中の富山県の対策をいくつか紹介する。

予防思想の啓発としては、「県費を使って予防心得書一万二千枚を印刷し、町村役場、学校、工場、劇場など大勢の人の集まる場所に掲示させ、予防宣伝に努めた」と記されている。

マスクの奨励については、「マスクの使用を奨励するために公務員が率先して使用するようになった。主に理容師、助産師、看護婦、マッサージ師、鍼灸師として営業する者に対して使用を促し、劇場、寄席、映画館等の入口には「入場者はマスク着用のこと」との張札を掲示させ、木戸口で各人に対しマスクの着用を求めた。工場ではほとんどの工場主にマスクを作製させた上で使用させた。学校職員、生徒の間では一般にマスクは普及しており使用する者は多かった」と記されている。マスク着用が強調されるようになったのは、第二波の大正九年一月からで、一月十五日、県内務部長・警察部長連名で各市町村長などへ十二項目の感冒警戒の通牒が出され、第二項でマスクの使用を奨励している。

貧困者の医療救済事業の状況については、「山間の僻地のため交通が不便な部落で本病の流行が激しさを極めた下新川郡大布施村、同郡石田村および中新川郡東谷村の三つの村に、防疫員または警察医を派遣し予防接種ならびに患者の治療を行い、受診した患者の数は三百三十九人、治療延べ日数は二千二百八十三日に及んだ」と記されている。

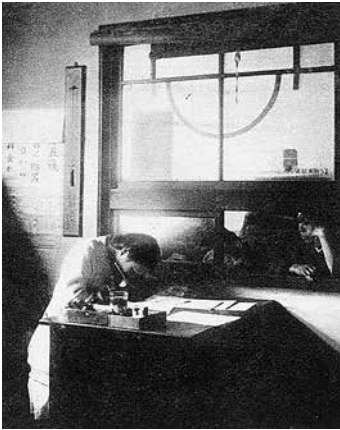
四、衛生行政の展開「治療から予防へ」「昭和戦前期」

厚生省と保健所の設置

大正デモクラシーを背景として大正時代中期には社会事業の考え方が広まり、さらに昭和の恐慌期の「救護法」の制定によって社会事業の展開がみられた。しかし、昭和六年（一九三一）の満州事変以降、戦時体制へ移行するなかで、社会事業も戦時厚生事業へと変質していった。

その厚生事業を担う行政機関として、昭和十三年一月、厚生省が設置された。これは内務省社会局を発展させて「社会省」の設置を求める流れと、徴兵検査における不合格者の増加に端を発した軍部からの「衛生省」設置を求める流れが、一つになって設けられたものである。当初の名称案は、「保健社会省」であったが、枢密院での審議のなかで、『書経』の中の「正徳利用厚生惟和」に由来し、民の生を厚くする、すなわち、国民の生活を豊かにするという意味から「厚生」という文字が用いられることになった。これを提案したのは、氷見出身で、富山県で初めて大臣になった南弘であった。南は当時、枢密院の顧問官であり、漢学の素養を生かして「厚生省」の名付け親となった。昭和十三年一月の厚生省の官制では、体力局・衛生局・予防局・社会局・労働局・保険院・臨時軍事援護部が設けられていたが、社会事業部門は戦争が拡大するにつれて縮小されていった。

厚生省は「治療から予防へ」をスローガンに国民の健康を指導する機関として保健所の設置を進めた。厚生省設置以前の昭和十二年四月に「保健所法」は制定されていたが、その具体的実現は厚生省設置後に推進された。その任務は、衛生思想の普



戦時当時の保健所
（『八十年を歩む 富山県置県80周年記念誌』）

及、栄養の改善や飲食物の衛生、妊産婦および乳幼児の衛生、疾病の予防などであった。昭和十七年、それまで地方長官の権限であった体力向上についての指示や療養に関する処置命令の権限を保健所長が有することとなり、保健所は単なる指導機関ではなく、行政措置を行う機関としての性格も併せ持つこととなった。本県においては、昭和十三年四月二日に三日市保健所、同十四年四月一日に福野保健所、同十五年七月十一日に上市保健所が設置された。

また、明治以来、民間の衛生に関する組織として生まれた衛生組合は、昭和六年七月には全国で七万三千二十七に達し、衛生行政の協力団体として活動を行ってきた。しかし、同十五年九月の内務省訓令によって町内会や部落会が整備され、衛生組合は町内会や部落会に統合されて、姿を消した。

結核予防

本県では昭和に入っても結核による死亡率は高い比率を示しており、結核予防は極めて重要な課題であった。県は結核性虚弱者や貧困のため結核治療ができない者に対して、診療・調剤・栄養品の補給や消毒薬品の供与を昭和七年（一九三二）から行った（「救養規程」富山県告示第三六三号）。そのために結核予防委員を置いた。予防委員は、救養の必要があると認められる者を発見したときは所轄警察署長に通報し、知事の認定を受けてから救養を受けさせた。さらに同年、結核患者のための保健相談所を設けた。戦時下に入ると、結核が戦力を弱めることから、昭和十四年四月、厚生省予防局に結核課が設けられ、農山漁村結核予防対策に着手した。翌十五年には財団法人結核予防会富山県支部を組織



結核予防に関し健民運動
実施方の件通知
（戦前公文書 富山県公文書館蔵）

することが決まった。これは、結核療養所（古里保養院）に隣接して五十人収容の療養所を建設し、予防思想の普及、療養の訪問指導の事業を行うことを目的とした。

昭和十七年六月、厚生省予防局長から富山県知事あての「結核予防生活指導奨励ニ関スル件」の中で、帰郷者健康診断と居宅改善がうたわれ、農村における結核予防事業として、助成金を交付して非衛生的な居室（特に居室・寝室・その他の部屋の窓の新設）、患者の隔離施設の改善が図られた。同十八年十月、県は「富山県結核撲滅規則」を制定し、結核撲滅のために窓を開け、万年床の廃止、衣類・寝具の曝干を励行することを定めた。

医療機関の発達

日本赤十字社富山支部病院は、明治四十年（一九〇七）に開設され、同四十二年に富山市東田地方町に新築移転した。富山市街地にあつて交通の便がよく、県内各地から患者が来て診療を受けることができた。また、関東大震災のほか、井波町・新湊町・生地町・氷見町・魚津町などの大火、黒部川水害など災害発生のために医員・薬剤師・看護婦を派遣して救護に当たった。

社会的に活動した医療機関として、恩賜財団済生会の委嘱により発足した済生会病院がある。これは明治四十四年二月十一日紀元節の日に、「（前略）業ヲ勸メ教ヲ敦クシ民カノ発達ヲ遂ゲシムベキヲ以テセラレ先ツ無告ノ窮民ニ対シ、施薬、治療以テ済生ノ道ヲ弘メヨ（後略）」の勅語と、御内帑金百五十万円を元にして、六大都市資産家などの寄付金を併せ二千五百八十五万円で行われた事業である。富山県では、恩賜財団済生会設立の趣旨に従い、昭和六年（一九三一）七月十九日、済生会富山県支部が県厚生部社会福祉課内に設置された。済生会では、各市町村を通じて医療券を発行し、また、日本赤十字社富山県支部に委託して巡回診療などを行った。この間、県知事から富山市内に常設診療所を設けるよう申し出があり、富山市長からの請願や富山市社会事業協会からの要請があつて診療所設置が決定、

さらに病院設立に改められた。昭和十年四月一日、富山市新桜町神通川廃川地に恩賜財団済生会富山病院（病床数二十床）が開業した。

その他、公共医療機関として設けられたものに国立療養所富山病院がある。昭和十三年一月、百三十二床の結核療養所として、婦負郡婦中町新町に富山県立古里保養院が開設された。その後、財団法人健康保険連合会北陸地方療養所（定床四十六床）を併設し、同十五年十一月には県立教員保養所（定床五十床）も併設した。同十七年三月、百五床を増床し、財団法人結核予防会富山県支部療養所（定床六十四床）を併設した。翌十八年四月一日、県立分のみ日本医療団に移管され、県二百三十七床、健保四十六床、予防会六十四床、計三百四十七床となった。戦後、厚生省に移管され、国立療養所古里保養院と改称し、県内の基幹療養所として結核医療の向上に努めた。その後、国立療養所富山病院と改称され、今日に受け継がれている。

日赤病院・済生会病院・産業組合病院などが昭和前期における県下の総合病院であつたが、このほかに富山市西長江に不二越病院があつた。戦時中の不二越鋼材株式会社は、独自に総合病院を開設していた。これは戦後、昭和二十六年に富山県に移譲され、富山県立中央病院として受け継がれている。なお、不二越は昭和三十三年に不二越病院を再開設している。



済生会富山病院
（『八十年を歩む 富山県置県80周年記念誌』）

五、現代につながる公衆衛生〔戦後〜現代〕

戦後復興期の伝染病

終戦直後の昭和二十一年（一九四六）の夏、県内でコレラが流行した。この時のコレラは、まず外地からの引揚船内で感染し、復員列車内で感染が拡大したと思われ、金沢―糸魚川間の列車検疫のため二人の防疫官を配置したにもかかわらず、県内に侵入した。

高岡市能町で八月三日に二人の患者が出て、県衛生課、高岡保健所、高岡市、警察署の協力で交通遮断を行い、住民千五百人に強制予防注射を実施して防疫に当たった。しかし、その後コレラは、東石瀬、富山、婦負郡八幡村、新湊と海岸沿いに拡大していった。そこで八月八日、県衛生課は、富山湾全域、神通川有沢橋下流全水域において、川水、海水の使用、遊泳、漁労及び鮮魚、貝類の陸揚げを禁止する県令を發表した。

これに伴い県水産課では、漁労禁止の影響を少なくするため、貯蔵魚を放出し、農林省と北海道庁へ鮮魚と塩干魚のあつせんを依頼した。また富山軍政部から県へ、アイスキャンデー製造禁止、宴会の停止などを内容とする指令が出された。しかし、この後もコレラは魚津などの漁民の間に広がり、魚津では大相撲巡業が上市町に変更され、全町の隔離が実施され、魚津各駅での乗降が禁止された。

八月十九日には海岸沿いに滑川へ飛び火し、コレラ患者発生地域は農村方面にも拡大していった。しかし生活用水の一切を河川水に頼っていた状態のところでは、コレラの撲滅は難しく、自然収束を待つよりほかはなかった。その後、コレラは下火になり、九月六日ようやく漁労、会食が解禁となり、漁民たちも出漁することになった。この夏の県内のコレラ患者は七十八人、うち死者は三十二人であった。

なお、昭和三十年代には、上水道が急速に普及し、感染症の温床となる河川水の利用も減少していった。

衛生対策の進展

公衆衛生対策は、戦後国民の健康状態を改善するため積極的に取り組まれ、医学の進歩と相まって、着々と成果を上げてきた。富山県の死者数は、昭和二十六年（一九五二）に人口千人当たり十一・四人となり、同二十一年の十九・二人と比べて七・八人の減少をみた。終戦直後、猛威を振るった急性伝染病も、赤痢を除いてほとんど終息した。その中で、結核の予防と治療は、引き続き公衆衛生行政の重点施策であった。富山県は全国的にみて罹患率、死亡率ともに高かったが、昭和二十年代後半に入ると、健康診断の強化による患者の早期発見、ストレプトマイシンなどの治療新薬の普及が進み、結核死亡率は急速に低下した。

国は昭和二十六年（一九五二）三月に結核予防法を全面的に改正し、事業所などでの定期健康診断を義務付け、結核患者の登録制、治療に対する二分の一の公費負担、感染源患者の療養所への強制収容など、画期的な対策を打ち出した。昭和二十六年以降の諸対策は、結核治療に大きな効果を上げ、結核死亡率が飛躍的に低下した。また、健康診断と予防接種についても、同三十年には結核予防法の一部改正によって、市町村長が実施主体となる一般住民検診が法制化された。

公衆衛生行政の上で大きな比重を占めた伝染病に赤痢があった。赤痢は、普及していた給食施設の管理が不十分なこと、食糧事情の好転により会食の機会が増大したこと、特効薬への耐性が生じたことなどにより、昭和二十五年頃から増加するようになった。昭和二十八年頃から一時的に減少し始めたが、同三十一年に富山市内の四小学校において、学校給食及び林間学校給食



野外での結核検診
（『上平村制百周年記念誌 写真でつづる百年の歩み』）

を通じて集団発生をみた。これに対して、保健所が中心となり、給食施設の点検、食品営業の監視指導の強化などの対策がとられた。

このような公衆衛生施策を行う上で欠くことのできない保健所は、年々、拡充された。保健所は職員定数などによりA級、B級、C級に格付けされていたが、昭和二十二年九月の設置時は、富山、黒部のみがA級で職員定数五十九人、高岡がB級で四十九人、その他がC級で三十二人であった。その後、地元の要望で同二十四年四月に黒部保健所朝日支所が、同二十七年五月に小杉保健所新湊出張所がそれぞれ設置され、同三十二年九月には高岡保健所がA級に昇格した。昭和三十四年度には県内に十保健所があった。

保健所の業務は公衆衛生全般にわたるが、特に、保健婦を通しての家庭訪問指導や衛生思想普及のための催しなどが積極的に行われた。

海外渡航の増加と感染症

戦後直後のコレラ発生以来、昭和四十四年（一九六九）十月には、伏木港に入港した熊福丸の船員からコレラ菌が検出されたが、水際対策が功を奏して、上陸には至らなかった。しかし、昭和五十五年十一月に三十四年ぶりに県内でコレラが発生した。

これは四日間のフィリピン旅行帰りの県人の中から三名の患者が発生したことによる。富山県は、コレラ防疫対策本部を設置し、強力な対策を実施した結果、幸

い二次感染を未然に防ぐことができた。

高度経済成長期の昭和三十九年四月、外国為替規制の緩和措置に伴い、海外渡航が完全に自由化され、一九八〇年代には、成田空港の開港や円高の影響で海外渡航は急拡大した。航空機の発達に伴い、輸送力の高速化、大型化



富山県コレラ防疫対策本部
（『昭和55年11月氷見・小矢部市で発生したコレラ防疫記録』）

が急速に進展し、海外への渡航がさらに容易となる中で、航空機を介して感染症が国内へ流入する危険性が社会的にクローズアップされるようになった。富山県においても、昭和五十五年の経験を経て、より一層防疫体制の強化を図る必要があると考えられるようになった。

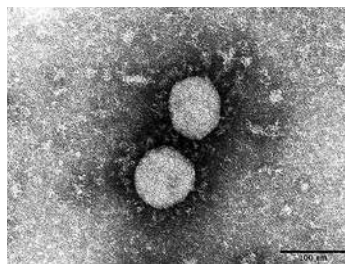
日本人海外出国者数の推移

年	人数
1964年	127,749
1970年	663,467
1980年	3,909,333
1990年	10,997,431
2000年	17,818,590
2010年	16,637,224
2019年	20,080,669

法務省出入国在留管理庁公表資料より作成

コラム — 新型コロナウイルス感染症

コロナウイルスには、風邪（普通感冒）の原因になるもの四種と、重症肺炎を引き起こすものが存在し、後者はこれまでSARSやMERSを引き起こしてきた。人類が七番目に発見した今回のコロナウイルスによる感染症は、令和元年（二〇一九）十二月、中国の湖北省武漢で初めて症例が確認された。以後、過去に類を見ないスピードで世界中に広がり、直接的な健康被害だけでなく、各種の社会経済活動の制限によって、日常生活が脅かされる事態が今なお続いている。その間、ワクチンの開発・接種を進めて、社会全体で免疫を獲得するための努力が続いているが、変異株の出現などもあり、その終息時期はつきりと見通すことは困難となっている。



（国立感染症研究所提供）

おわりに

今回の企画展では、江戸時代から現代に至る感染症への藩・行政や民衆の対応の記録から、感染症の克服に尽力した郷土の先人たちの足跡をたどった。

感染症の原因が解明されていなかった江戸時代には、現代の私たちから見れば科学的根拠に乏しい対応を行っていた。一方で、予防・養生法の啓発や薬の配布、薬代の支給には、社会政策的な側面も見られ、感染症が患者だけの問題ではなく、社会全体で向き合い、克服すべき問題であるとの認識が既に存在していたといえる。

明治・大正時代には、医学の近代化が急速に進む中で、内務省を中心として衛生行政の確立が目指され、時に警察官の威光を利用して国民生活へ強制的介入をしながら、感染症対策を実施し、確実に成果をあげてきた。

そして、約百年前のスペイン風邪の猛威。大正デモクラシーの時代背景のなかで、国民の予防自覚の啓発や経済的弱者の救済にも目を向けた施策がなされていた。多くの犠牲を出しながら、後年、一般に顧みられることが少なかった百年前の事態への対応が、実は今回の感染症対策につながっていたことに驚かされる。

昭和の戦前期には、新たに創設された厚生省が保健衛生行政の司令塔となり、「治療から予防へ」をスローガンに全国に保健所の設置を進め、地域住民への衛生思想の普及に努めた。戦後もこの流れは引き継がれ、保健所はその数と機能を強化し、地域の公衆衛生の要となっていた。

医学の進歩と公衆衛生の確立によって、人類は多くの感染症を克服してきた。一方で、無秩序な開発やグローバルなヒトとモノの流れの活発化によって、未知のウイルスや細菌との接触機会が増え、新たな感染症の大流行のリスクに対して警鐘を鳴らす声も高まりつつあった。

そんな中で今回の新型コロナウイルス感染症が発生したのである。令和二年(二〇二〇)三月、国は新型コロナウイルス感染症に係る事態を「歴史的緊急事態」に指定し、その関連文書の作成や保存を適切に行わなければならないと定めた。今後、類似の事態が発生した場合、その教訓を活かし、効果的な対策を実施・検証するためである。この企画展が、記録を作成保存し、次世代に語り伝えることの大切さについて考える機会となれば幸いである。

主要参考文献

	書名	編著者	出版年	発行・出版
1	『富山県史』通史編V近代上	富山県	1981	富山県
2	『富山県史』通史編VI近代下	富山県	1984	富山県
3	『富山県史』通史編VII現代	富山県	1983	富山県
4	『富山県警察史』上巻・下巻	富山県警察本部	1965	富山県警察本部
5	『ふるさと富山歴史館』	富山新聞社	2001	富山新聞社
6	『昭和55年11月氷見・小矢部市で発生したコレラ防疫記録』	富山県厚生部	1981	富山県
7	『記念誌 創立35周年』	財団法人結核予防会富山県支部	1988	結核予防会富山県支部
8	『保健所法50周年記念誌』	富山県保健所長会	1989	富山県厚生部
9	『日本疾病史』	富士川游	1944	日本医書出版
10	「明治初期の富山県におけるコレラの流行について」(富山県農村医学研究会誌15)	豊田文一	1984	富山県農村医学研究会
11	「富山県におけるコレラの発生」(「富山県衛生研究所年報 昭和55年度」)	児玉博英ほか	1981	富山県衛生研究所
12	「富山県における感染症発生の歴史とその特徴」(近代史研究44)	須山盛彰	2021	富山近代史研究会
13	『内務省史』	大霞会内務省史編集委員会	1970-71	大霞会
14	『流行性感冒』(復刻版・東洋文庫)	内務省衛生局	1921 (2008)	平凡社
15	『現代語訳流行性感冒』	西村秀一訳	2020	平凡社
16	『日本を襲ったスペイン・インフルエンザ人類とウイルスの第一次世界戦争』	速水融	2006	藤原書店
17	『スペイン風邪の記憶 大流行の富山県』	栗三直隆	2020	桂書房
18	『悪疫と飢餓「スペイン風邪」富山の記録』	向井嘉之、金澤敏子、鷹島荘一郎	2020	能登印刷出版部
19	『日本人を苦しめた感染症と新型コロナウイルス感染症』(2021年度企画展図録)	稲垣裕美ほか	2021	内藤記念くすり博物館
20	『感染症の日本史』	磯田道史	2020	文藝春秋
21	「疫病流行を告げる「クタブ」と越中立山に現れた理由」(研究紀要27)	細木ひとみ	2021	富山県[立山博物館]
22	平成17年度特別企画展「近世越中における病と医一病と向き合う人々」	富山県公文書館	2005	富山県公文書館

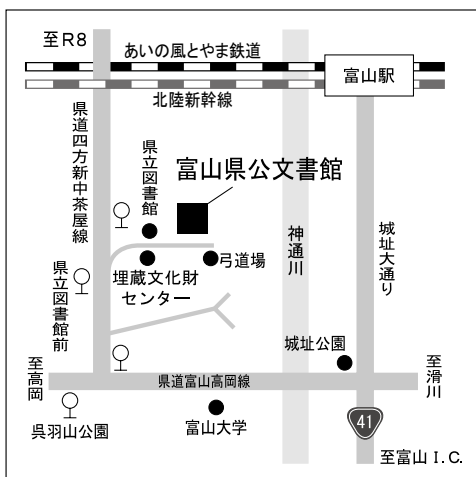
「富山と疫病」主要事項年表

年号	西暦	出来事	対応
宝永5年	1708	麻疹流行	
享保16年	1731		加賀藩、天然痘・麻疹の薬として牛糞を推奨(幕府の通達)
宝暦3年	1753	麻疹流行	
明和6年	1769	インフルエンザ流行、越中では「鷹咳気」と呼ばれる	
安永2年	1773		加賀藩、殖生八幡社などに疫病鎮静の祈願を指示
安永5年	1776	麻疹流行	
天明4年	1784	疫病流行	加賀藩、薬「避邪丸」配布
享和3年	1803	麻疹流行	加賀藩、薬方(「御柳」を煎じたもの)や食養生を通達
文政5年	1822	コレラ流行(全国)	
文政7年	1824	麻疹流行	
文政9年	1826	天然痘流行	
天保5年	1834		加賀藩、薬処方の触書を出し、各郡に藩医を派遣
天保8年	1837		加賀藩、疫病予防に犬糞を推奨、疫病予防の野菜七種の廻状を出す
天保13年	1842	天然痘流行 翌年流行おさまる	
嘉永3年	1850		越中で種痘実施
嘉永4年	1851	天然痘流行	
安政3年	1856	天然痘流行	
安政5年	1858	7.24 魚津町にてコレラ患者発生。12月までに死者531人 三日市・生地・放生津などでも発生	
安政6年	1859	麻疹・コレラ流行	加賀藩、コレラ祭(9.7-8)実施を申し渡す 加賀藩、下新川郡の貧民へ「芳香散」薬代を与える
文久元年	1861		加賀藩、藩医黒川良安に種痘を許可
文久2年	1862	麻疹大流行、コレラ流行	富山藩、種痘所設置を許可
明治12年	1879	夏 コレラ大流行 越中国内死者1万数千人。 8.1 コレラ騒ぎで米価が騰貴し、上新川郡水橋町の町民ら検疫所へ押しかける	6.28 石川県、コレラ予防方法を布達 7月 石川県、祭礼興行停止。小中学校休校を命令
明治16年	1883	5.9 富山県置県(石川県より分離独立)	
明治18年	1885	秋 天然痘大流行 翌春までに約6000人の患者が発生	
明治19年	1886	5.25 砺波郡今石動町でコレラが発生し、県内に大流行 年末まで患者1万6271人、死者1万764人	7.20 富山県がコレラ流行地に指定 7月 魚津町にコレラ患者など収容のため避病院を建設
明治20年	1887	この年 天然痘・腸チフスが大流行 天然痘患者5224人、死者1145人、腸チフス患者2504人、死者457人	6.23 県、六種伝染病に罹る貧困者救済規定を制定
明治21年	1888	この年 腸チフスが流行。患者1126人、死者281人	6.5 県、市町村衛生組合準則を制定
明治25年	1892	この年 天然痘患者1135人、死者378人	12.2 県、天然痘流行につき予防のため臨時種痘接種方を訓令
明治26年	1893	この年 天然痘が流行。患者4091人、死者999人	
明治27~28年	1894-95	日清戦争	
明治27年	1894	この年 赤痢が大流行。患者3005人、死者921人	5.7 県、定期掃除規則を制定
明治28年	1895	この年 赤痢が大流行。患者1953人、死者730人 6.18 射水郡下村でコレラが発生 7.15 滑川町でコレラが発生し県内に大流行。患者3451人、死者2696人	6.28 県、2市14町に避病院設置を訓令 8.2 県、市町村清潔法を制定し、市街地への施行を訓令 9.13 県、神社祭礼・寺社教会の説教法会・演劇興行の差し止めを通達
明治30年	1897		1.29 県、学校清潔法の標準を制定
明治33年	1900		6.1 県、市町村衛生組合設置概則を制定
明治37年	1904		4.1 県、肺結核予防令施行細則を制定
明治37~38年	1904-05	日露戦争	
大正3~7年	1914-18	第一次世界大戦	
大正5年	1916	9.11 下新川郡境村でコレラが発生し県内各地に大流行。患者419人、死者264人	9.16 射水郡・西砺波郡に検疫委員事務所開設
大正6年	1917	8.26 伏木港でコレラが発生し県内に大流行。患者515人、死者329人	富山県産魚介類の移入停止。県人の関西旅行者を旅館で敬遠
大正7年	1918	米騒動	
大正7~10年	1918-21	スペイン風邪(流行性感冒)が県内に大流行 第1~3波まで3回の流行期	18.11.2~ 中学校・高等女学校・女子師範学校などが休校 20.1.23~ 富山市内の全学校が10日間休校
大正9年	1920		4.23 県、結核予防法施行細則を制定
大正14年	1925		10.30 県、伝染病予防法施行細則を制定
昭和6年	1931		12.18 県、水槽便所取締規則を制定
昭和7年	1932		7.22 県、結核予防委員設置規定を制定
昭和12~20年	1937-45	日中戦争	
昭和12年	1937		3.31 県、衛生組合規則を制定
昭和13年	1938		3.19 県、保健所規定を制定 → 4.2 三日市保健所設置
昭和15年	1940		5月 結核予防会県支部が結成
昭和16~20年	1941-45	太平洋戦争	
昭和18年	1943	5.1 健民運動の実施	10.15 県、結核撲滅規則を制定
昭和21年	1946	7.28 引揚船内でコレラ患者発生。県内患者78人、死者32人	8.8 県、コレラ予防のため県令を公布
昭和32年	1957	この年 県内でアジア風邪流行。患者1万164人、死者82人	
昭和35年	1960		4.1 県、衛生研究所を設置
昭和44年	1969	10月 韓国仁川港より伏木港へ入港した熊福丸の船員よりコレラ菌検出	県、検査延べ人数183人
昭和55年	1980	11月 氷見・小矢部で海外渡航からの帰国者よりコレラ菌検出	県、検査延べ人数318人、調査延べ人数約1700人
平成21年	2009	新型インフルエンザ流行	
令和2年~	2020-	新型コロナウイルス感染症流行	全国一斉休校措置。緊急事態宣言発令

『当館平成17年度企画展パンフレット』、『富山県史』年表、『富山県警察史』、『流行性感冒』などを参考に作成

企画展史資料一覧

	史 資 料 名	所 蔵	実物	パネル	パンフ	ポスター	チラシ
はじめに	天然痘の予防接種	高岡市立中央図書館		○	○		○
悪疫退散【江戸時代】	安永二年加賀藩による疫病鎮静祈願	富山県立図書館(伊東文書)	○				
	天明四年疫病の薬「避邪丸」配布	富山県立図書館(伊東文書)	○				
	享和三年麻疹流行時の加賀藩触書	富山県立図書館(伊東文書)	○				
	享和三年郡中麻疹流行のため救米割符につき組別人数など書上	富山県公文書館(岡崎家文書)	○				
	天保五年五月疫病等対応心得	富山県公文書館(愛場家文書)	○		○		
	天保八年疫病流行予防の野菜七種につき廻状	富山県公文書館(海内家文書)	○				
	天保八年疫病の妙薬「犬の糞」	富山県立図書館(伊東文書)	○				
	『哥路里贅語』(安政6年)	富山県立図書館	○		○		
	安政六年コレラの禁忌・養生法	富山県立図書館(伊東文書)	○				
	安政六年コレラ祭執行触書	富山県立図書館(伊東文書)	○				
	安政六年コレラ流行のため貧民薬代配付につき書状	富山県立図書館(伊東文書)	○				
	文久二年麻疹流行につき施薬割付書	富山県立図書館(伊東文書)	○				
	ころり病流行一件	富山大学附属図書館(菊池文書)		○			
	麻疹養生集	内藤記念くすり博物館		○			
	厄はらひ	内藤記念くすり博物館		○			
	流行時疫異国名コレラ	内藤記念くすり博物館		○			
	麻疹送出しの図	内藤記念くすり博物館		○			
	中村芝翫九変化ノ内(鍾馗と青鬼)	内藤記念くすり博物館		○			
	中村芝翫九変化ノ内<鍾馗> クタベ模型	国立歴史民俗博物館 富山県立山博物館			○		
	医学の近代化と衛生行政【明治・大正時代】	『内務省衛生局雑誌 第一号』	富山県公文書館(海内家文書)	○	○	○	
北野昌太郎巡査へ伝染病流行に際し予防救済につき手当金一円給付状		富山県公文書館(北野家文書)	○				○
コレラの用心		富山県公文書館寄託(五十島家文書)	○				
コレラ流行につき予防方告諭(明治28年4月)(富山県報)		富山県公文書館	○				
『富山県虎列病流行紀事 明治28年』(明治29年)		富山県立図書館	○				
コレラ禍に関する新聞記事(『富山日報』大正5年9月27日)(複製)		富山県立図書館	○				
コレラ予防注射施行に関する件通知(大正6年9月)(戦前公文書)		富山県公文書館	○				
大正6年のコレラ禍 宮田村(現・氷見市)の健康者隔離所(写真集 富山県100年北日本新聞社)				○			
赤痢、腸チフス予防についての告諭(大正元年9月)(富山県報)		富山県公文書館		○			
トラホーム予防の件(明治40年3月)(富山県報)		富山県公文書館		○			
富山県娼妓病院規則(明治44年3月)(富山県報)		富山県公文書館		○			
昨年来の天然痘蔓延につき種痘督励方告諭(明治26年1月)(富山県報)		富山県公文書館	○				
種痘済証		富山県公文書館寄託(羽馬家文書)	○				○
明治9年天然痘予防仮規則(『石川県誌稿』政治部 学校・衛生3)		国立公文書館デジタルアーカイブ		○			
砺波郡小瀬村衛生組長囑託状		富山県公文書館寄託(羽馬家文書)	○				
地方税伝染病予防費に金寄付寄付につき褒状		富山県公文書館(半田家文書)	○				
赤痢予防に関し交通遮断施行廃止の件通牒(明治40年2月)(戦前公文書)		富山県公文書館	○		○		
市町村清潔法(明治28年8月)(富山県報)		富山県公文書館			○		
大正6年のコレラ禍 境村(現・朝日町)の伝染病予防警戒所(写真集 富山県100年北日本新聞社)				○			
高岡市の伝染病院 関野病院平面図(『高岡史料』)				○			
コレラさわぎ(『置県百年 富山県』)			○				
スペイン風邪の猛威、100年前のパンデミック【大正時代】	大正9年流行性感冒予防ポスター(8点)(複製)	国立保健医療科学院図書館	○			○	○
	流行性感冒予防についての告諭(大正7年10月)(富山県報)	富山県公文書館	○				
	『富山を襲ふ=恐ろしい流行性感冒』新聞記事(『北陸タイムズ』大正7年10月31日)(複製)	富山県立図書館	○				
	『悪性感冒の流行で人煙き籠が足りない』新聞記事(『高岡新報』大正7年11月12日)(複製)	富山県立図書館	○				
	『口覆(マスク)が盛んに売れる』新聞記事(『富山新報』大正9年1月16日)(複製)	富山県立図書館	○				
	『流行性感冒』(内務省衛生局編、大正11年)(復刻版・東洋文庫平凡社)	富山県立図書館	○				
	A hospital in Kansas during the Spanish flu epidemic in 1918.	National Museum of Health and Medicine		○			
	『大正七・八年ノ世界的流行性感冒ノ見聞録』(大正8年)	国立国会図書館デジタルコレクション		○			
	井上正子日記	京都市徳正寺		○	○		
	瑞泉寺太子堂落慶法要餅まきに集まる人々(大正7年11月)(『写真集 富山県100年』北日本新聞社)			○			
『流行性感冒』(内務省衛生局編、大正11年)	国立国会図書館デジタルコレクション		○				
衛生行政の展開「治療から予防へ」【昭和戦前期】	水槽便所取締規則(昭和6年12月)(富山県報)	富山県公文書館	○				
	新保村衛生組合規約	富山県公文書館(高堂家文書)	○				
	富山県三日市保健所設置認可申請書(昭和12年9月)(戦前公文書)	富山県公文書館	○				
	結核予防に関し健民運動実施方の件通知(昭和17年4月)(戦前公文書)	富山県公文書館	○		○		
	南弘(『南弘先生 人と業績』)			○			
	県下最初の三日市保健所(『保健所法50周年記念誌』)			○			
	戦時当時の保健所(『八十年を歩む 富山県置県80周年記念誌』)			○	○		
	富山県結核撲滅規則(昭和18年10月)(富山県報)	富山県公文書館		○			
	国立療養所古里保養園(『記念誌 創立35周年』)			○			
	日本赤十字社富山支部病院(『写真集 富山県100年』北日本新聞社)			○			
済生会富山病院(『八十年を歩む 富山県置県80周年記念誌』)			○	○			
現代につながる公衆衛生【戦後〜現代】	コレラ予防について県令(昭和21年8月)(富山県報)	富山県公文書館	○				
	『富山県の保健衛生の概要』(昭和31年)	富山県立図書館	○				
	『学校における伝染病対策』(昭和48年)	富山県立図書館	○				
	『インフルエンザの防疫』(昭和49年)	富山県立図書館	○				
	『公衆衛生行政30年のあゆみ』(昭和53年)	富山県立図書館	○				
	『昭和55年11月水見・小矢部市で発生したコレラ防疫記録』(昭和56年)	富山県立図書館	○				
	『富山県感染症対策計画』(平成13年)	富山県立図書館	○				
	MAKE TOYAMA STYLE ポスター(令和2年)			○			
	「川水使用禁止」の貼紙(昭和30年前後)	滑川市立博物館		○			
	上水道工事始まる(昭和33年)(『写真集 富山県100年』北日本新聞社)			○			
	屋外での結核検診 昭和28年6月(『上平村制百周年記念誌 写真でつづる百年の歩み』)			○	○		
	結核検診車けいりん85号 昭和37年6月(『記念誌 創立35周年』)			○			
	保健婦の訪問風景(『保健所法50周年記念誌』)			○			
	熊福丸のコレラ防疫(昭和44年10月)(『写真集 富山県100年』北日本新聞社)			○			
	富山県衛生研究所(『昭和55年11月水見・小矢部市で発生したコレラ防疫記録』)			○			
富山県コレラ防疫対策本部(『昭和55年11月水見・小矢部市で発生したコレラ防疫記録』)			○		○		
おわりに	新型コロナウイルス	国立感染症研究所	○	○			



■ 交通機関

- JR富山駅発バス ● 新港東口行〈県立図書館前〉下車徒歩……………3分
 ● 高岡小杉方面行〈呉羽山公園〉下車徒歩……………10分